

# Harmony通信

vol.163

2018.09

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



Photo 花鳥様

# 特集

ポスト待ちで平均賃金減!?

## 氷河期世代、団塊ジュニア世代、バブル期入社世代… 労働人口を支える 40 代社員の課題に企業は どう対応すべきか

### ◆40 代社員が足りない!?

昨年、「40 代前半の社員が少ない」との某大手企業トップのコメントが話題になりました。

40 代前半層といえば、就職氷河期世代に該当します。つまり、採用を極端に少なく調整した時期で、2018 年の新卒求人倍率が 1.78 倍なのに対し、氷河期の底であった 2000 年はたったの 0.99 倍(リクルートワークス研究所「大卒求人倍率調査」より) だったのです。

「その結果だろう。何を今さら」といった反感がネットを中心に飛び交いました。

### ◆企業が求める 40 代

「氷河期世代は採用人数も少ないため、出世もしやすい」と勘違いされがちですが、企業が求める 40 代は、例えば 20 代で経験を積み、リーダー職や係長職を経て、30 代後半で課長、40 代で部長等上級ポストを担える人材で、氷河期世代の 40 代は採用の対象になりにくいといわれています。

## TOPICS

### ■最低賃金が改訂されます

10月1日より 宮城県 **798円**

### ■「70 歳雇用」実現に向け高齢者就労促進施策検討

政府は、原則 70 歳まで働き続けることができるよう、環境整備を始めます。高齢者雇用に積極的な企業への補助金の拡充、高齢者が働くインセンティブを高めるために評価・報酬体系の官民での見直しを行うとともに、高年齢者雇用安定法を改正し継続雇用年齢を徐々に 70 歳にまで引き上げる方針。今秋から本格的な検討に入ることにしています。

### 編集後記

今年に入ってから全国各地で大きな災害が発生し、沢山の被害が報道されています。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。もはやどこでどんな災害が発生しても不思議ではない異常気象、防災知識を高めてその時に備えることも大切です。先日、弊社主催研修「ステップアップ2018」で講師にお招きした河北新報社の大泉大介様が本編の講義とは別に皆様へ防災の基本を教えて下さいました。中でも「自助・共助・公助」という言葉が印象に残っています。防災の基本は「自助」と言われています。まず自分の命は自分で守る、それが出来るならば「共助」家族～地域の人々を助ける、そして「公助」は行政による救助・支援です。自助が基本となるのは、自分を守ることで「救助される人」から「救助する人」になり得るからです。それが次のステップ「共助」のベースとなります。おさえておきたい言葉です。

## DATE

### ←…賃金構造基本統計調査からみる 40 代

「賃金構造基本統計調査」とは、政府が主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数および経験年数別に明らかにすることを目的として、毎年 6 月(一部は前年 1 年間)の状況を調査している調査です。

2018 年 6 月に公表された結果によると、2010~12 年平均と 2015~17 年平均の比較では、全年齢平均では 31.0 万円から 31.9 万円と増加しているものの、40~44 歳および 45~49 歳の年齢層では 5 年前の水準に比べて減少しています。

また、常用労働者数 100 人以上の企業における部長級、課長級の役職比率を見ると、5 年前と比較して全体的に昇進が遅くなっていることがわかります。一方、常用労働者数 100 人以上の企業における部長級、課長級の人数は、比率が低下している中でもむしろ増加しており、役職比率の低下は世代の労働者数の増加に起因しているようです。

また、役職者数の増加は 45 歳以上の課長級が中心であることから、上級ポストが空かないことによるポスト待ちのような状況が多く発生している可能性があり、下手をすると、「生涯ヒラ社員」で終わる社員が多く発生する可能性があります。

バブル期入社世代にあたる 40 代後半、団塊ジュニアにあたる 40 代半ばにかけては、労働者のボリュームゾーンです。企業が求める 40 代になっていない層、ポスト待ち層のモチベーションを下げずにどう活躍してもらおうか、フォローやメンテナンスが今後の課題になりそうです。



## Harmony通信 2018.09

#発行: 2018 年 9 月 10 日

#編集・構成: 合同会社 Melody



Harmony 司法書士行政書士事務所

Harmony 社会保険労務士事務所



合同会社 Harmony

住所: 〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38 クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

修日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>